

スクールソーシャルワーカーだより

令和2年4月発行

新型コロナウイルス感染症の流行により健康面や経済面の不安が募り、心や金銭などにゆとりがない状況が社会全体に広がっています。長引く休校と外出自粛により、気が滅入りがちになりますが、こういう時こそ、家族で助け合い、励まし合って乗り越えていきたいものです。

ずっと家にいることでストレスが溜まり、さらに連日報道されるコロナウイルスに関する情報を耳にして不安や恐怖を感じたりしている人もいます。そんな時はひとりで悩まず、誰かに相談しましょう。話すことで楽になることもあります。無料の電話相談もありますので、つらいときは利用してみてください。

主な電話相談

* 千葉県子どもと親のサポートセンター	0 1 2 0 - 4 1 5 - 4 4 6 (24時間)
* 24時間子供SOSダイヤル	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0 (24時間)
* チャイルドライン千葉	0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7 (16:00~21:00)
* ヤング・テレホン (月~金)	0 1 2 0 - 7 8 3 - 4 9 7 (9:00~17:00)
* 子どもの人権110番 (月~金)	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0 (8:30~17:15)

保護者の皆さまへ

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、休業や失業などで収入が減少し生活が困難になった方への支援策として全国の市町村社会福祉協議会で生活福祉資金の特例貸付(無利子)を開始しましたのでご案内いたします。

緊急小口資金 (主に休業された方向け)

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用の貸付

■ 貸付上限額

学校等の休業、個人事業主等の特例の場合

20万円以内 その他は 10万円以内

■ 据置期間 1年以内

■ 償還期限 2年以内

総合支援資金 (主に失業された方向け)

日常生活の維持が困難となった場合の生活再建までの間に必要な生活費用の貸付

■ 貸付上限額

2人以上の世帯 月20万円以内

貸付期間：原則 3か月以内

■ 据置期間 1年以内

■ 償還期限 10年以内

※ 今回の特例措置では償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除 することができます。

◎ 具体的なご相談やお申込みは、お住まいの市町村社会福祉協議会になります。

千葉市 中央区 043-221-2177 美浜区 043-278-3252 稲毛区 043-284-6160

若葉区 043-233-8181 花見川区 043-275-6438 緑区 043-292-8185

市原市 0436-24-0011

※〇〇市社会福祉協議会で検索することもできます。